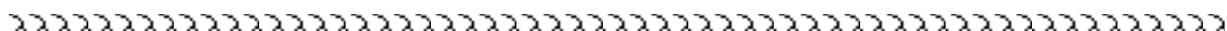


第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。

第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

1 県税の収入状況

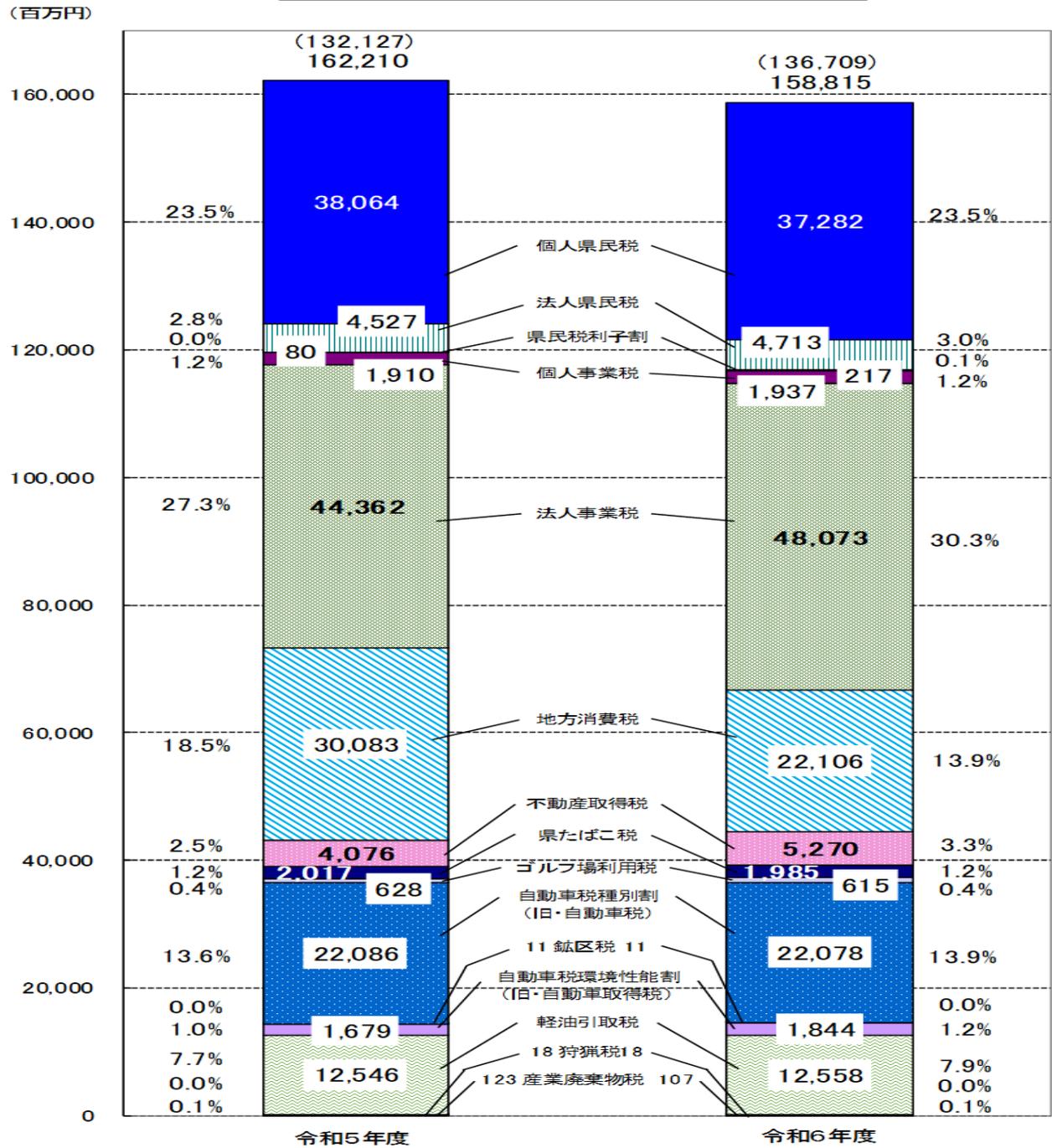
令和7年（2025年）3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,588億15百万円で、前年度同期に比べて33億95百万円（2.1%）の減となっていますが、都道府県間で清算される地方消費税を除き、45億82百万円の増収となっています。

税目別では、法人事業税37億11百万（8.4%）の増、不動産取得税11億94百万円（29.3%）の増となっています。

なお、詳細については、付表6（49ページ）のとおりです。

図1 県税の収入状況



(注) 1 令和5年度（2023年度）分も、令和6年度（2024年度）との比較のため、令和6年（2024年）3月31日現在を記載しています。

- 2 () の数字は、各年度の合計から地方消費税を除いた金額です。
- 3 「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されています。（令和5年度（2023年度）決算における収入は535百万円）

2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

令和5年度(2023年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ3,073千円)に対する税負担率は16.8%であり、その内訳は国税8.8%、地方税8.0%(県税3.2%、市町村税4.8%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、517,361円となり、前年度に比べて195円(0.04%)の増となっています。

【参考】令和5年度(2023年度)の全国平均

令和5年度(2023年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,601千円)に対する税負担率は27.9%であり、その内訳は国税17.7%、地方税10.2%(都道府県税4.8%、市町村税5.4%)です。国民1人当たりの税負担額1,003,671円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和7年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、令和6年(2024年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、()は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率(%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
26	(2,360) 4,234,538	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.3%	3.4%	4.9%	8.2%	15.5%
27	(2,448) 4,373,341	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.8%	3.6%	4.7%	8.4%	16.1%
28	(2,541) 4,508,822	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.6%	3.4%	4.6%	7.9%	15.6%
29	(2,658) 4,692,963	(211) 372,550	(96) 169,378	(120) 211,351	(216) 380,729	(427) 753,279	7.9%	3.6%	4.5%	8.1%	16.1%
30	(2,684) 4,714,913	(226) 396,439	(92) 160,869	(130) 227,897	(221) 388,766	(447) 785,205	8.4%	3.4%	4.8%	8.2%	16.7%
R1	(2,678) 4,678,052	(218) 381,502	(90) 158,020	(134) 234,866	(225) 392,886	(443) 774,388	8.2%	3.4%	5.0%	8.4%	16.6%
R2	(2,511) 4,364,438	(228) 396,170	(89) 154,442	(134) 232,695	(223) 387,137	(451) 783,307	9.1%	3.5%	5.3%	8.9%	17.9%
R3	(2,765) 4,777,319	(253) 437,624	(97) 167,623	(137) 236,456	(234) 404,079	(487) 841,703	9.2%	3.5%	4.9%	8.5%	17.6%
R4	(2,858) 4,909,008	(275) 472,245	(98) 169,170	(144) 246,956	(242) 416,126	(517) 888,371	9.6%	3.4%	5.0%	8.5%	18.1%
R5	(3,073) 5,247,730	(271) 462,674	(99) 169,473	(147) 251,375	(246) 420,848	(517) 883,522	8.8%	3.2%	4.8%	8.0%	16.8%

(注)1 ()は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

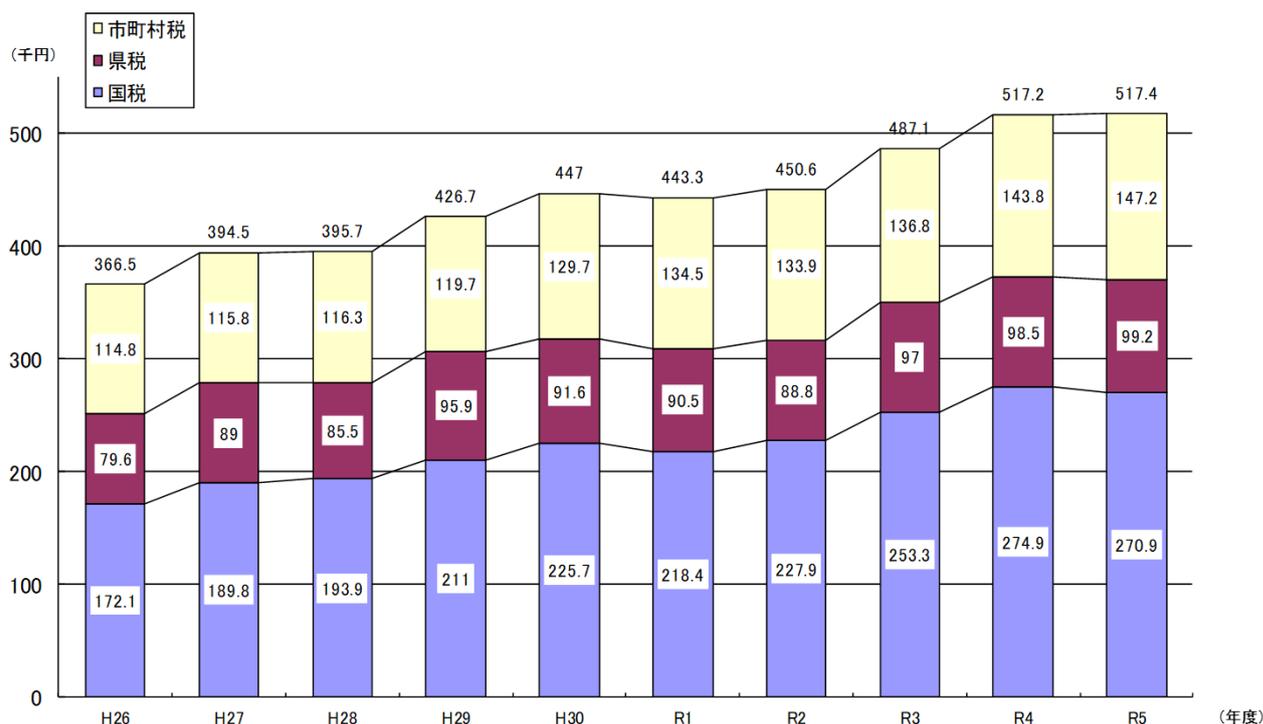
2 県民所得(平成26年度(2014年度)～令和4年度(2022年度))は、令和4年度県民経済計算によるものです。

なお、令和5年度(2023年度)の数値は、令和4年度(2023年度)県民所得の数値に令和5年度(2023年度)国民所得の対前年伸び率(令和5年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

【参考】令和7年度（2025年度） 主な税制改正の概要

令和7年度（2025年度）の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																								
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (单身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td> <td>45万円 (変更なし)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円 (+10万円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td>110万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)	計	100万円	110万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>95万円 (+47万円)</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円 (+10万円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 (+47万円)	給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)	計	103万円	160万円
		改正前	改正後																							
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 (+47万円)																								
給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)																								
計	103万円	160万円																								
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用	※給与収入200万円相当以下の場合																								

※ 令和7年度（2025年度）税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

災害に関する税制上の対応について（平成 29 年度（2017 年度）税制改正

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

【常設化された主な措置】

《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- ▽資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- ▽消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

《引き上げ分の地方消費税収と社会保障関係経費》

地方消費税率引上げ分に係る増収分は、その全額を社会保障関係経費に充当しています。

1 引上げ分の地方消費税収 約 251 億円（R7 当初）

① 地方消費税（県税として直接収入）	192 億円
② 都道府県からの清算金収入	918 億円
③ 都道府県への清算金支出	189 億円
④ 清算後の地方消費税（①+②-③）	921 億円
⑤ 引上げ分の地方消費税収 （④×12/22）	502 億円
⑥ 市町村への交付金（⑤×1/2）	251 億円
※ 地方消費税率引上げ分に係る増収額（⑤-⑥）	251 億円

2 社会保障関係経費 約 1,468 億円（うち一般財源 1,299 億円）

【主な事業の予算額と増減額】

（単位：億円）

事業名	令和7年度当初予算額		平成25年度当初予算との増減額	
	総額	一般財源	総額	一般財源
介護給付費県負担金交付事業	264	264	41	41
後期高齢者医療給付費負担金	259	259	54	54
子どものための教育・保育給付費	156	156	109	109
障害福祉サービス費等負担事業	119	119	46	46
国保基盤安定負担金	69	69	12	12
生活保護費	40	10	8	2
地域医療介護総合確保基金積立金	27	8	27	8
障害児施設給付等支給・障害児施設措置事業	60	55	53	51
社会保障関係経費 計	1,468	1,299	331	326

※「子どものための教育・保育給付費」の増減額は、平成 25 年度（2013 年度）の「市町村に係る保育所運営費の負担金」と比較